

平成29年

**議会改革特別委員会会議録**

**加 須 市 議 会**

議 会 改 革 特 別 委 員 会

第 1 6 回      1 0 月 1 3 日 (金曜日)

平成29年議会改革特別委員会 第16回

平成29年10月13日（金曜日）午前9時30分開議

審査案件

議会改革に関すること

**出席委員（9名）**

1番	野中芳子君	2番	竹内政雄君
3番	新井好一君	5番	小勝裕真君
6番	小坂徳蔵君	7番	佐伯由恵君
8番	大内清心君	9番	森本寿子君
10番	酒巻ふみ君		
(議長	福島正夫君)		

**欠席委員（1名）**

4番 柿沼秀雄君

**委員外議員**

6番 池田年美君

**本委員会に出席した事務局職員の職氏名**

事務局長 江原千裕  
主幹（議事・三宅昌之  
調査担当）

議事課長 戸田実  
主査（議事・酒巻俊郎  
調査担当）

開会 午前 9時30分

### ◎委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） 皆さん、おはようございます。大変、気候的には、肌寒くなってまいりました。皆さんには、公私ともども、大変、ご多忙のところ、第16回の議会改革特別委員会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。この間、委員会では、執行機関との事前協議を行ってきました。そしてまた、来月の17日に予定しております、公聴会の準備を行ってまいりました。そのことを踏まえまして、公聴会を開催するにあたりましては市議会の会議規則及び委員会条例によりまして、市議会が、議長名で告示行為を行うことが、義務付けられております。そういう点で、今日は、公聴会の最終的に皆さん方に、チェックしていただく。併せて、公聴会の案件となる市議会基本条例について、この間、執行機関との事前協議の中で、意見が出されまして、少しだけ変えてあります。それを、今日は、ご協議いただきまして、そして今日、取りまとめいただければ、それをもって、今度は、公聴会の公聴人を募集しますので、この基本条例の素案をホームページに、市議会のホームページに掲載、アップしまして、市民に公表ということになります。そういう意味では、これまでは、議会基本条例素案については、市議会の内部で協議を行ってきたわけでありましたが、今日の委員会散会後は、これを市民に公表することになりますので、市民との連携・協働にさらに、また一歩、進んでいくと、そういうことになろうかと思えます。さらにはまた、公聴会を踏まえて、今後の、基本条例制定までの後半の日程表も、皆さんにご協議いただくことになっております。まあ、そういう意味では、これまでの委員会を整理いたしまして、今日の委員会は、一つの区切り、次のステージに、1段階上がっていくという、その区切りの委員会になるのかなと思っております。そういう意味では、大変、忙しい中集まっていたわけでありましたが、委員各位のご協力をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、本日の委員会に、大変、お忙しいところ福島議長に、ご出席をいただいております。福島議長から、ごあいさつをお願いいたします。



### ◎議長のあいさつ

○議長（福島正夫君） はい、改めまして、皆さん、おはようございます。今日は、議会改革特別委員の皆さんに、小坂委員長をはじめ、本当に突発的なことがおき、何かと、各党各会派の皆さん、お忙しい中、お集まりいただきまして、ご苦労様です。いよいよ16回ということで、この議会改革も、大詰めに入ってきたのかなと、そういう感じがいたします。どうか、より良いものができますよう、ご審議いただきますよう、お願い申し上げます。そして、急に、今、冬が一気に来たような陽気になったのですが、委員の皆様方、体だけは、十分気を付けていただいて、市政発展のために、ご尽力いただければと思っております。どうか、より良い審議が、できますよう、祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。



### ◎開会の宣言

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、第16回議会改革特別委員会を開会いたします。議事の進行は、お手元に配布してあります次第に沿って、進めます。

まず、報告事項です。冒頭の挨拶でも申し上げましたけれども、市議会基本条例素案については、先週の6日、執行機関との間で、第4回の事前協議を行っております。その内容については、小勝副委員長から説明をお願いいたします。では、小勝副委員長お願いいたします。

○副委員長（小勝裕真君） はい、それでは、10月6日、第4回の協議の内容をポイントで、ご報告をさせていただきます。実は、今日、第16回の特別委員会ですけれども、この間に4回の執行部との協議を行ってまいりました。第1回は、基本条例の骨子の段階をこちらから提案をして、それについて、回答をいただくということがありました。第3回につきましては、素案ということで、かなり成文化されてきましたので、この内容についてご提案し、日程が大変忙しかったので、第3回の定例会の初日9月1日の本会議の終了後に、これを行いました。今回、その回答ということで、執行部のほうからは、高橋総合政策部長、小野田財政課長、それから藤原総務部長、矢澤総務課長ということで、市長と、副市長を含めた協議をした結果ということで、回答が返ってまいりました。この後、4番の協議事項のほうで、素案の内容が、説明されると思うのですけれども、この資料の1-1をちょっと、出してい

ただいいいでしょうか。ここの説明にあると思いますので、簡単にその部分だけ掻い摘んで申し上げます。まず、表紙の一番上、目次がありますけれども、前文があつて、第1章から第7章の章立てになっておりますけれども、先ほど言いましたように、第1回については、第5章、議会と市長等との関係を中心に協議を行いました。この間の第3回、あるいは、その回答について、全体を含めて、執行部の方からこういうことはいかがでしょうか、というご意見が出てまいりました。まず、前文ですけれども、1ページから2ページにわたって、書いてあります。大事なことがあるのですけれども、ここに地方自治法というものを表記していただいたらいかがでしょうかというのが、まず、高橋総合政策部長からありました。さらには第3条第1項をご覧くださいますと、議会は、市民を代表する合議制。こういう表記があります。さらには、第6条のほうにも、合議制という表記があるのですけれども、これも、ここに示しているのは、どういう意味があるのでしょうかという質問がありました。もともと合議制は議会の基本ですけれども、委員長のほうから、市長は、独自で決定ができるけれども、議会は、議員の中の合議で、行っていくという意味で、ここに表記したという回答を出していただいております。さらには、第6条、ご覧くださいますと、ここでは、議員活動の原則ということで、高い倫理性というのがあったけれども、品位というのを加えたらどうでしょうかというような、さらには、これはまた、後で説明がありますのでいかがでしょうかということで、さらに第16条、大学の関係がありますけれども、これはこの委員会の中でも、例えば、平成国際大学というように表記するかしないか、広く大学ということで、示しているわけですから、これについては、加須市外の大学ということはあるのでしょうかということで、基本的には平成国際大学だと、それ以外にもあるかもしれませんが、特に固有名詞は、表記しないで、逐条解説のほうに書いていこう、というような回答をしています。

それから、第18条の第4項ということで、会派の関係がありますけれども、これが、ここに示されている理由というのは、あるのでしょうか。加須市議会にとっては、そういうことは必要ということで、これが高橋総合政策部長からの回答といいましょうか、提案が出ました。藤原総務部長からは、第3条第2項ということで、ちょっと戻りますけれども、基本理念が、第1項、第2項に書いてあるけれども、これの書きぶりが、前文と重複するところがあるんじゃないでしょうかということで、確認の意味で、そういう提案がありました。最後に小野田財政課長が、ずっと先に進んでいまして、第25条第2項、委員会等です。資料の提出ということで、今、委員会等で詳細な資料が出てまいります。こちらからも要求しま

すと、答えていただいておりますけれども、それを超えて、さらに資料の提出というのは、要求されるのでしょうか。委員長のほうから、資料のための資料の要求はしないと、今まで出していただいているものを、ここに書き振りをして、お互いに確認をしていこうと、こういうような話し合いがあったと思うのですけれども、大体、掻い摘んで、以上です。

**○委員長（小坂徳蔵君）** はい、どうもありがとうございます。なかなか、執行機関との協議の場では、専門的な議論になっておるといことであります。この間の内容については会議録が、でき次第、皆さんにご配布しますので、よろしくお願ひします。それから内容に関しては、これから、説明をしていきますので、よろしくお願ひします。

それでは、早速、協議事項に移っていきます。まず、第1に加須市議会基本条例素案を議題といたします。先ほど、小勝副委員長から、過半行った執行機関との事前協議に出された意見、条例素案についての説明がございました。その中で、条例素案については、3か所について、語句の挿入、修正を行っております。市議会基本条例素案について、資料1-1から1-3に沿って、江原局長から、説明をいたさせます。江原局長。

**○事務局長（江原千裕君）** はい、委員長。それでは、私、江原のほうから、(1)番、加須市議会基本条例素案について、ご説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、着席にて説明させていただきたいと存じます。資料は、1-1、1-2、1-3でございます。先週の10月6日、先ほど小勝副委員長から、ご説明、ご報告がありましたけれども、執行部との第4回の協議がございました。執行部との協議におきまして、指摘がありました点を踏まえまして、ご説明をさせていただきます。まず、条例素案の2ページ。前文の最後の部分でございます。議会の最高法規としてという文言がありますけれども、執行部から、地方自治法を踏まえた議会の最高法規としての条例だろうという指摘がありましたので、アンダーラインで示しましたように、「地方自治法を踏まえた」を加えさせていただきました。次に条例素案の3ページ。第3条の基本理念の第2項でございます。真の住民自治を定着させ、地域民主主義の実現を目指すであったけれども、執行部から、真の住民自治とは何か。今、加須市では住民自治が定着していないと取られないか、地域民主主義という言葉があるのか、といった質問がありました。そこで、「住民自治及び地域民主主義の向上を目指す」という形に、改めさせていただきました。この点に関しては逐条解説の9ページにおきまして、9ページをちょっとご覧いただきたいのですけれども、解説のところです。加須市議会は、市民一人ひとりの意見を汲み取って市政の伸展を目指すとともに、新しい発想をもって、地域づくりの伸展を図り、本市における更なる住民自治と民主主義の向上を目指して、より良いま



ちづくりを推進していくという、更なる住民自治と民主主義の向上を目指して、頑張っていくという、そういう理想を掲げて、その理念を共有していくというふうに書かせていただいたところでございます。

続きまして、条例素案に戻って4ページ、第6条になります。議員活動の原則。第1項の冒頭ですけれども、「議員は」の後に、「品位と」を加え、「品位と高い倫理性を保持し」と、修正をさせていただきました。これは、執行部、市長のほうから、品位を重んじたほうが良いというご指摘があったことからでございます。この点に関しまして、逐条解説14ページにおきまして、解説のところで、「選挙で選ばれた議員は、品位と高い倫理性を保持し、誠実・公正に職務を遂行することが常に問われていることを覚悟して活動しなければなりません。」と書かせていただきました。関連して、下のところ、参考法規ということで、地方自治法の第132条、品位の保持。という、地方自治法の条文も併せて書かせていただきました。以上が条例素案の文言を修正した3か所です。

このほか、先ほどお話がありましたけれども、条例素案の文言の修正ではありませんけれども、何点か執行部から、指摘、疑問点がありました。1点目は第3条や、第6条にでてくる、先ほど、お話ありました合議制とは何かという指摘がありましたので、これは、逐条解説の9ページの用語解説で、合議制とは、ということで、説明を書かせていただきました。「合議制とは、複数の人の合議によって事を決定する制度のことを言います」と。「市長や知事など、行政機関などが一人の人で構成されているものを、独任制と言います。」ということで、独任制に対する制度上の合議制ということを説明させていただきました。

それから2点目、第16条、大学との連携。こちらは、執行部からどこの大学と連携するのかという指摘がありましたので、逐条解説26ページのところで、解説の最後の段落のところです。「本市は、平成24年1月17日に地元の平成国際大学と包括連携協定を締結していることから、加須市議会は、地元の平成国際大学と連携して議会運営に関する調査研究及び政策立案機能の充実を図っていきます。」というふうに書かせていただきました。

3点目、第18条第4項、第5項は、どのような意味かという、指摘がありました。こちらは、第4項、第5項、こういうことも条例に書くのですかというふうに、執行部から、疑問点ということで話がありました。これは、逐条解説29ページの解説の最後の段落で、なお書きで書かせていただいたのですけれども、かつて、特別委員会のスタート当時に、憂慮すべきことがあったので、条例に規定させていただいた、ということを書かせていただきました。

続いて4点目。第25条に関しまして、執行部から、委員会における追加提出資料の請求は、この中に入っているのか、別なのか、含まれるのかという指摘がありました。執行部からすると、委員会提出資料が、膨大な量になっていることを懸念しての指摘ということです。この点に関しては、逐条解説の42ページの解説で、市では委員会審議の中で必要と思われる資料は出しているところです。既に、提出していただいております。現状やっている資料は、第25条の第1項の規定に含まれるという解釈、というふうに書かせていただきました。ただし、必要以上の資料を加須市議会を求めません。ということで、最後に、なお書きで、「加須市議会は資料のための資料提出は求めません。」というふうに書かせていただきました。

一つ戻って5点目ですけれども、第24条第2項、質問等の論点の明確化の条文。いわゆる、反問権に関しまして、執行部の意向を踏まえまして、逐条解説40ページの解説の、3段落目のように、「加須市議会では市長等が議員に対して、質問の趣旨の確認をすることができるとともに、議論することができるように定めることで、論点を明確にして議論が深まるようにしています。」というように、書かせていただきました。

以上が、10月6日の執行部との協議で、執行部から、指摘があった事項についての説明でございます。このほか資料1-3の逐条解説でございますけれども、この逐条解説についても、10月3日に総務課の法制チェック、1回目の法制チェックを受けましたので、全体的に加筆、修正がなされております。修正した部分は、アンダーラインで示してあります。また、逐条解説の最後に資料編があるのでございますけれども、そちらに議会改革特別委員会が、スタートした当初の基本方針、平成28年12月9日に定めた、基本方針を掲載しました。加えて、議会改革に関するアンケートの集計結果、こちら、4月26日に会議資料で、配ったものを添付しました。さらにゼロベースでスタートした、この基本条例、この条例骨子、5月10日全協で説明した時の資料を添付させていただきました。それから、加須市議会基本条例要綱、条例要綱を検討した段階もありましたので、この条例要綱が、まとまった段階の6月12日時点の資料を資料編の中に加えさせていただきました。これらにつきましては、後ほどお目通しいただきまして、ご確認くださいますよう、よろしく願いいたします。説明は、以上でございます。ご協議のほど、よろしく願いいたします。

**○委員長（小坂徳蔵君）** はい、ありがとうございます。今の説明に対して、何か質疑、意見が、おありでしょうか。あれば、挙手をお願いします。はい、新井委員。

**○3番（新井好一君）** 今、最後のほうで、会派の役割の中で、こういうこと、執行部の方から、書くのはどうなのかという意見が出されたということで、一番最後に書いてありますけ

れども、これについては、この委員会では、議論は、我々の会派、私のことも、含めて、これ、言っていると思うのですが、このようなことは、我々の現時点では、これをこのように書くことは、留保したいと思うのです。こういうことについては、あの時点で、終了しているはずであって、こういうことを改めて、ここに書くということは、どうなのかと思いますけれど。

○委員長（小坂徳蔵君） ほかに、質疑、ご意見あるでしょうか。

○7番（佐伯由恵君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 今、局長から、説明がありました。まずは、感想ですけれども、執行部は、かなり真剣に市議会の条例について、執行部側としても、真剣に受け止めているということを感じました。3回の事前協議ですけれども、その度に練り上げられているのかなというふうに思っています。そして、3か所、変えたところありましたけれども、私は、それは、適切だと思っています。それから、逐条解説についても、認識を共有するというだけでも、加筆をされている。また、修正されているということで、この内容についてもいいと思っています。先ほど、新井委員から出されたことについては、この問題は、かなり特別委員会の中でも、市議会全体においても、混乱が生じたということは確かなことで、それについてはやはり、きちんと明記して、もう、このようなことの無いようにということは、必要だと思っています。今後、特別委員会はどのようなふうに設置されていくか、この仕事が終わった段階で、どうなっていくかは、わかりませんが、委員がまた、新しく変わっていくように、なっていく、そういった組織を作っていくとなれば、私は、ここは、きちんと条例などで、明記しておくということが、大事だと思っています。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） ほかに、ご意見質疑ございませんでしょうか。なければ、私のほうから、ちょっと申し上げておきたいと思うのですが、新井委員のほうから、逐条解説の関係で話がありました。逐条解説については、膨大な内容になっております。制度の解説も含まれております。場合によっては、これからも、協議の中で、それから来月開催します、公聴会での意見を踏まえて、また、いろいろ修正箇所が、必要になってまいります。そういう意味では、逐条解説についても、一度皆さん方に、よく目を通していただいて、それで、最終的にまとめていきたいと考えております。その時期については、条例の制定が、最優先ですので、それが、一段落ついたら、要するに6月議会、来年の6月、第2回定例会に、提出することを目指して作業を進めているわけですが、その前後に、ちょっと時間を取りまして、

皆さんに基本条例を、よく吟味いただいて、意見を出していただいて、それで、取りまとめていきたいというふうに思っております。今これを一緒にやっていると、あまりにも膨大になっちゃうので。

**○3番（新井好一君）** 私が言いたかったのは、ここに、すぐ、書かれているから、それは、議論として、どうなのかなということを知りたいので、その説明の中にこういうことが説明されることは、あると思うのです、たぶん。書くことについては、書くことに合意しなきゃいけないのだから、その辺について、過程を大事にするってことを踏まえて、すぐ、このように書くってことは、どうなのかってことが知りたいことで、そういう点で、今委員長が言ったようなことについては、ここにこう書かれていますから、会派に持ち帰って、きちんと議論はします。そういうことを踏まえて、最終的な判断っていうのが、どこかで出されるというふうに思います。

**○委員長（小坂徳蔵君）** ここにも、あまり誤解のないように、今後、修正もあります。

**○3番（新井好一君）** ここに、一応、こういう文章を書くにあたっては、やはり、それは議論があったことだから、慎重に書いてほしいなことが、あるので。

**○委員長（小坂徳蔵君）** はい、大内委員。

**○8番（大内清心君）** 新井委員の方からもありましたけれども、このことは、委員会の中で、ちゃんと話しましたし、言葉を変えていただけたらありがたいかなというふうに思ったのです。というのは、例えば、こういった法定委員会の決定事項は、会派の事情で変更することの無いようにするというような形で、ここまで、書かなくてもいいのかなと思ったところでしたけれども。

**○委員長（小坂徳蔵君）** 要するに、これでしょ。

**○8番（大内清心君）** はい。

**○委員長（小坂徳蔵君）** はい、わかりました。

**○8番（大内清心君）** もう少し内容を変えて。載せていただくことはかまわないけれども

**○委員長（小坂徳蔵君）** ですから、これは最終的に皆さんに来年の第2回の定例会の条例の制定の前後で、もう一度、皆さん方に諮って、それで、正式に取りまとめていきたいと、先ほど言いましたように、そのように取り計っていきますのでご了承下さい。ほかに、ございますか。それでは、意見は無いようですので、それでは、ここで傍聴者がおいでになりますので、委員外議員の発言に移りますけれども、今、議題としている加須市議会基本条例素案について、傍聴している議員の中で、発言希望されますか。

(「いいえ」と言う人あり)

**○委員長（小坂徳蔵君）** はい、わかりました。希望はないようです。それでは、委員の皆さんにお諮りいたします。来月17日に実施いたします公聴会で、市民の意見を伺う市議会基本条例素案については、この案で、確定し、市議会ホームページで、公表することといたします。これに、ご異議ございませんでしょうか。

(「はい」「異議なし」と言う人あり)

**○委員長（小坂徳蔵君）** はい、ご異議なしと認めます。よって、この市議会基本条例素案を確定し、早速、市議会ホームページにアップして市民に公表し、来月17日に実施する公聴会の案と決定いたします。先に進みます。

次は、協議事項の第2。加須市議会基本条例素案に関する公聴会を議題といたします。来月実施する公聴会は、会議規則第77条及び委員会条例第23条第2項の規定に基づき、市議会は、議長による告示行為が義務付けられております。それでは、公聴会実施の前提となる市議会の告示行為並びに公聴会当日の運営等について、資料2-1から2-3にそって、江原局長から説明をいたさせます。はい、江原局長。

**○事務局長（江原千裕君）** はい、委員長。それでは、続きまして、(2)番の公聴会について、ご説明させていただきます。まず資料2-1をご覧ください。公聴会の開催につきましては、資料2-1の1ページによりまして、「加須市議会告示第1号」、これによりまして、告示をしております。それから、1枚めくっていただきまして、市議会ホームページにこのような形で、公聴会の開催について、それから、公述人の募集について、アップして周知をさせていただきます。本日の特別委員会散会后、直ちにこれがアップして見られるような形にしたいと考えております。このホームページにおきましては、まず、公聴会の開催ということで、日時、場所、内容、案件は、市議会基本条例素案についてということでお知らせいたします。その下に加須市議会基本条例素案、平成29年10月13日現在、今日確定したものを、ここをクリックすることによって、基本条例素案のページが開くと、そういう仕組みになります。その下には、公聴会の告示の文章、1枚めくった最初のページの告示文章のそのものが、出るという形になります。それから、公述人の公募に関してですけれども、公募に

については、市の在住、在勤、在学の方3人以内ということで申し込み方法を説明してあります。発言趣旨を記述した作文500字以内を添えて、提出くださいということです。申出書の様式につきましては、ここをクリックしますと、申出書が開いて、そこに入力したり、書いたりすることができるので、別紙で、発言趣旨という原稿用紙500字以内の発言趣旨の用紙が、ここをクリックすると開くという形になっております。郵送またはメール、持参、いずれかの方法で、提出が可能ということにしておりまして、期限は、11月6日の月曜日、午後5時必着ということにさせていただいております。下は、傍聴についてですけれども、傍聴人数は、一応先着ということで、50名までとさせていただいております。その下の関連ファイルというのは、こちらは、ワードで開くような形になりまして、メールで送る方は、こちらのワードを開いて、そのままパソコンで入力して、添付して、メールで送るほうが便利ですので、PDF形式に加えて、ワード形式のファイルも合わせて、付けさせていただきました。これが、ホームページです。さらに1枚めくっていただきまして、ページ番号28ページっていう番号入っていますけれども、これは10月15日発行の市報かぞのお知らせのページでございます。中段から下の段にかけまして、議会関連のお知らせ記事が、2つ載っています。1つは、第2回加須市青少年未来議会を開催します。11月12日、午後1時半から4時です。2つ目が、今回の加須市議会公聴会を開催しますということで、基本条例素案に関して、皆さんのご意見をいただくため、公聴会を開催します、ということで公聴会のお知らせでございます。公述人の募集もこのような形で書かせていただいて、公募するという形をとらせていただいております。公聴会の開催それから、公述人の公募、募集については以上でございます。

続きまして、資料2-2をご覧ください。公聴会の実施要項でございます。この公聴会実施要項につきましては、すでにご確認いただいたところでございますが、この実施要項についても、改めて、総務課の法制チェックを受けましたら、若干修正がありましたので、ご報告ご説明させていただきます。アンダーラインをしたところが、法制チェックで修正したところでございます。まず1番、目的のところ、目的とありましたが、公聴会を開催するという大事なことが漏れているのではないかとご指摘を受けましたので、追加させていただきました。それから、3番の公述人。例規上は、1人、2人ということで、1名、2名と、そういった名を使わずに人を使うということで、人に改めました。それから、公述時間は、1人につきというのを加えております。それから様式関係、あるいは加須市基本条例については、頭に加須市というのをそれぞれ加えさせていただいております。修正点は、アンダー

ライン示してありますけれども言葉の修正、公聴会というのを定義して、そのあとは、公聴会と簡単に書いてあり、そういった修正でございます。実施要項の修正報告については、以上でございます。

続きまして資料2-3をご覧ください。こちらは11月17日の公聴会当日の次第(案)でございます。たたき台でございます。このような流れで、考えているところでございます。このような形はどうかというところで、考えているところでございます。1番、開会。2番、議長あいさつ。3番、委員長あいさつと本日の進行等についての説明。続いて、4番、公述人からの公述。5番、市議会に対する助言。6番、閉会のあいさつ。という流れを考えたところでございます。なお、5番の「市議会に対する助言」は、今回、学識経験者の区分で公述人としてご参加いただきます地元の平成国際大学の教授から、せっかくの機会ですので、市議会に対する助言やご指導を、若干時間をいただいて話していただくという趣旨でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長(小坂徳蔵君)** はい、ありがとうございました。それでは、市議会基本条例素案に関する公聴会について、江原局長から、資料2-1、2-2、2-3にわたって、当日の運営まで、説明していただきました。この件に関して、質疑ご意見が、あるでしょうか。先ほど江原局長から説明がありました。明後日発行の市報にこれが全部載るとのこと、掲載する。先ほど説明がありました市議会ホームページにこれが、アップされるということになっております。それで、公聴会を実施するにあたっては、市議会の告示行為が必要になってくるということで、先ほど、江原局長からも説明がありました。以上の内容ですが。

**○10番(酒巻ふみ君)** はい。

**○委員長(小坂徳蔵君)** はい、酒巻委員。

**○10番(酒巻ふみ君)** これで、この前お話ししたとおりで、一般の公募が、いっぱい来たときには、誰が、その3人を選ぶってことでしたか。

**○委員長(小坂徳蔵君)** これは、議長が告示しておりますので。議長と小勝副委員長と私ということで、前回、確認してありました。

**○10番(酒巻ふみ君)** 役所の部課長が、入るとか、そういう話ではなかったですね。

**○委員長(小坂徳蔵君)** それは、一切ありません。これは市議会のことなので、部課長が入ることは、全くありません。

**○10番(酒巻ふみ君)** じゃあ、加えて、局長が入るとか、それもなかったわけですね。

- 委員長（小坂徳蔵君） 局長は、こういう意見がきましたということで、資料として、提出しているだけであって、それを見て、誰をどうするだとかというのは、この3人で、議長を含めた3人。
- 10番（酒巻ふみ君） 変な人から来ないとも限らない。
- 委員長（小坂徳蔵君） それも含めて、すべて、前回決めていただいて、そのように。
- 10番（酒巻ふみ君） はい。
- 委員長（小坂徳蔵君） ほかに。竹内委員。
- 2番（竹内政雄君） 先ほどの意見ですけれども、公募で、応募がかなりあった場合には、地域性も考慮していただいて、偏らないように。それぞれの応募の状況ですけれども、偏ったところだけだったらしょうがないですよ、なるべくこういったときに。
- 委員長（小坂徳蔵君） 総合的に判断していきます。ほかに、ございませんでしょうか。
- 7番（佐伯由恵君） はい、委員長。
- 委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。
- 7番（佐伯由恵君） 市民へのお知らせは、ホームページと、この市報ということだと思うのですが、ホームページでは、公述人の公募と傍聴のお知らせがあります。それから、市報のほうは、公述人募集はあるけれども、傍聴もできると、一言あると、お知らせとしていいのかなと思ったのですが。それと、当日は、全体的に、どのくらいの時間を要するのかが知りたいと思います。
- 委員長（小坂徳蔵君） まず、市の広報の関係ですが、これは、明後日、配布されるので、これは、いかんともしようがありません。そういうことで、班長さん、組長さんのところに届き始めているということなので、それは一つご了承ください。それから、全体の時間ですが、6人ですから、1人10分以内ということですから、これだけで、1時間です。それから、市議会に対する助言は、一応10分～15分くらい、考えております。それと場合によって、その場での発言も考慮するというような規定になっております。ただそこは、時間の関係で、進行役にお任せしていただきたいと思うのですが、そういうことを考えますと、全体で、1時間30分くらいかなと思っております。公聴会としては、いい時間になるのでは、と思っております。よろしいでしょうか。もし何かあれば、どうぞ。ですから、2時からですから、終了時間は、だいたい3時半くらいかなと思っております。いろいろ会場から意見があるとしても、だいたいその場で、打ち切っていきたいと思っております。そのあと、議会としては、ご協議いただきますけれど、パブリックコメントも予定してありますので、そ



ここで全て終わるということではありません。そんなふうに考えて、整理させていただきたい  
と思っております。はい、野中委員。

○1番（野中芳子君） 確認ですけれども、「傍聴は、先着順とし」とありますけれども、こ  
れは、当日ということですか、事前申し込み。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、当日です。

○1番（野中芳子君） 当日。

○委員長（小坂徳蔵君） 当日です。

○8番（大内清心君） 確認ですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、大内委員。

○8番（大内清心君） 傍聴50人のうち市議会議員は、別の枠ですか。

○委員長（小坂徳蔵君） そう、別の枠です。

○8番（大内清心君） 市議会議員以外で、50人までオーケーということ。

○委員長（小坂徳蔵君） 議長が告示をして、公聴会を行うわけですから、市議会の会議とい  
うことになります。そういう点では、議員28人全員に対して、案内をしていただいて、お  
いでいただくというのが基本かなと思います。その他に傍聴人として、50人ということど  
す。多いことを期待するのですけれども、もし多ければ、例えば、机をなくして、椅子で、  
調整をすれば、会場は可能なようです。一応そういうことでは考えております。

○8番（大内清心君） あと、すみません。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、大内委員。

○8番（大内清心君） 当日先着順とか、当日とか入れたほうが、前もって、電話で予約した  
い人とか出てくるのかなっていう、もし先着順だと、早くいって、席を予約しなくちゃとい  
う人も、なかには、いらっしゃるのかなという感じですがけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） もし、先着順ということで、前もって、予約で行きたいのですがと  
いうことであれば、それは、カウントしておきます。その辺は、臨機応変にやっています。  
当日お願いしますというわけにもいかないでしょうから。それは、改めて、ここには説明で  
は書きませんが。それは、内部の運営の中で、対応できることですので、それは、そ  
ういうことで、取り扱っていきたくと思います。なるべくそうなるように期待はしたいと思  
っております。そういう意味では、この前、公開研修講座で5人、おいでいただいたのです  
けれども、こういったことが、連携、市民との協働の推進ってことが、本当に大きな第一歩  
になるということになるかと思っております。できれば、皆さん方からも、傍聴してみたらという

ことで、お勧めいただければ大変ありがたいなど、そんなふうに思っております。ほかにございませんでしょうか。

(「ありません」と言う人あり)

**○委員長（小坂徳蔵君）** ありませんか。ほかに意見がないようですので、本日資料で示した内容に基づいて、公聴会を実施いたしたいと存じます。ご異議ございませんでしょうか？

(「はい」と言う人あり)

**○委員長（小坂徳蔵君）** はい、ご異議なしと、認めます。よって、公聴会の実施内容については、詳細を決定いたしました。次に進みます。協議事項の第3。市議会基本条例の制定に向けた後半の工程表について、議題といたします。この件に関しましては、資料の3に掲載してございます。ちょっと前もって言いますと、上段は、定例会の日程について、来年の第一回定例会まで、市議会の日程、日付をもって、具体的に示しております。そして、下段は、市議会基本条例の日程表となっております。なかなかの、過密日程になります。それでは江原局長から詳細について、説明をいたさせます。江原局長、お願いします。

**○事務局長（江原千裕君）** はい、委員長。はい、それでは、(3) 後半の工程表につきましてご説明をさせていただきます。お手元の資料3、大きなA3の横長の資料でございます。こちらをご覧ください。議会基本条例の制定に向けた後半の工程表の案でございます。定例会のスケジュールにつきましては、上段。先ほどお話がありました通り、上段に書かせていただきました。こちらの定例会のスケジュールを考慮しながら、後半の議会基本条例制定に向けたスケジュールをご協議いただきたいと存じます。本日は、1ページの10月13日の部分です。下から、5段目の行になりますけれども、執行部との協議を踏まえた、条例素案の検討を現在、本で行ったところでございます。この後、11月17日に公聴会を実施いたします。公聴会を開催した後、公聴会で出た意見を集約し、市議会としての見解を公表するとともに条例素案への意見の反映を行うこととなります。また、年明けに予定しておりますパブリックコメントの実施について、どういうふうを実施するのかというのをご協議いただく場が、必要でございます。このため、資料の1ページの下段に書かせていただきましたけれども12月上旬、具体的には、12月8日ごろに第17回の議会改革特別委員会を開催す

る案とさせていただきます。

その後ですが、次の2ページになります。12月11日に代表者会議、議会運営委員会が開催される予定となっております。また、12月12日全員協議会が開催される予定となっておりますので、この場で、公聴会で出た意見の反映を報告させていただき予定でございます。また、12月15日号市報かぞや、その時点で、市議会ホームページに、年明け1月にパブリックコメントを実施しますという旨の記事を事前周知する必要があると思いますので、そういった予定を書かせていただきました。さらに来年度から、市議会モニター制度をスタートさせるためには、一度要綱案をお示ししてありますけれども、その要綱案を確定し、募集をどういうふうに、いつからやるのかについて協議したり、また実際に募集期間をいつまで、というのを設ける必要があります。また、来年度、市民との意見交換会、基本条例制定後の話になりますけれども、市民との意見交換会をやろうというご意見も出てました。やるとしたら、来年度のいつ頃、どのようにというのを協議しておく必要がありますので、できれば、第1回定例会前、具体には、12月下旬、12月20日頃に、一度、第18回議会改革特別委員会を開催して、協議する案とさせていただきます。

次に年明け1月からは、最後のステージであります、条例案の検討に入っていくわけでございます。この条例案の検討と同時進行で、条例素案のパブリックコメントを実施する予定となっております。期間は、1月中の1か月間という案とさせていただきます。パブリックコメント集計後に、パブリックコメントを踏まえて、第5回目の執行部との協議を行い、それを踏まえて、3月上旬には、議会基本条例案をまとめる案とさせていただきます。以上のような後半の工程表の案を作成しましたので、ご協議のほど、よろしく願いいたします。

もう一つの資料3-2、こちらA4の1枚ですけれども、この、資料の3-2は、パブリックコメントを事前にお知らせする必要があります。年明け1月にやるに当たって、できれば、12月15日号の市報かぞに掲載して、パブリックコメントを年明けにやりますという周知をする必要がありますので、こういった内容で、市報かぞ12月15日号にパブリックコメント実施について、お知らせするという記事の(案)を考えてみましたので、ご覧いただければと思います。説明は以上です。よろしく申し上げます。

**○委員長(小坂徳蔵君)** はい、ありがとうございました。今、市議会基本条例制定に向けての後半の工程表について説明いただきました。第4回定例会。これは、もう来月の17日、来月の初めには、我々議員のところには、一般質問の通告書が、もう届くというようなとこ

ろから、まあ、始まっていくわけですが、それから、年が明けまして、第1回定例会、2月1日が、代表者会議ですので、その中で、条例の制定も準備していくということで、大変あわただしい日程になっております。ただこれを、一つ一つクリアしていかないと、この条例の制定に向けた、準備が整わないということになりますので、これにのっとなって、やっていきたいと思います。したがって、もう第4回定例会、それと来年、第1回定例会のおおよそわかっているところは、すべて皆さんにお知らせしてあります。その中で、下段の準備をしていくということになります。この点については、もしご意見、ご質問があれば、挙手を願います。もしなければ、この方向で、進めていきます。ご覧のように、なかなか少しでも、この工程表が狂いますと、そのあと全部遅れてくるということになってしまいますので、委員の皆さんの特段のご協力をお願いしたいと思います。それから、資料の3-2をご覧ください。パブリックコメント実施の原稿です。先ほど局長から、説明がありましたが、一応、来年の1月から、パブリックコメントを実施するという予定になっております。そうしますと、12月15日号の市報に載せるためには、今月の末までに原稿を担当部局に依頼しなければなりません。これを除くと、来年の1月になってしまいます。そんなこともありまして、どうしても、今月中には、原稿を入れなければいけないということで、それにあたっては、委員の皆さんのご了解をいただいて、その上で、載せていくということになります。これは、「市報かぞ」お知らせページの掲載依頼様式という中で、書いてありますけれども、これは、あくまでも予定原稿だということです。この内容で、載せていきたいと、ですから、基本的には、募集の期間は、1月1日から1月30日まで。要するに1ヵ月です。パブリックコメントにかけていきたいというようなことで、行いたいと思っております。これが、市報かぞのお知らせページの予定原稿だということです。もう少し、詰めて、やっていきますけれども。皆さん方にご了解いただかないと、次に進んでいきませんので、資料3-2ということでお手元に配布してあります。これについて、ご意見ありますでしょうか？

(「ありません」と言う人あり)

**○委員長（小坂徳蔵君）** なければ、資料3で示した工程表に基づいて、今後、本委員会で協議を進めてまいりますので、ご了解を願います。それから資料3-2で示してありますように、市報かぞにパブリックコメント実施の記事を入れますので、その点をご了解してください。

次は、協議事項の第4、今後の協議方向を議題といたします。委員会開催の日程を次第に明記しておきました。これからの委員会における主な協議日程については、11月17日これは公聴会です。それから、12月8日金曜日9時半～、第17回議会改革特別委員会を開催したいと思います。次は12月20日水曜日ですけれども、午前9時30分～、第18回の議会改革特別委員会を開会していきたいと思っております。内容ですが、先ほど、局長からも説明がありましたけれども、まず12月8日の関係ですが、これは、公聴会による意見集約を条例素案に反映させていく、条例案をまとめていくという委員会であります。それから、新年早々から実施するパブリックコメントの準備などを協議願います。それから、12月20日の関係ですが、これは、第18回議会改革特別委員会になるのですが、これは、パブリックコメントの準備です。それから、先ほど、局長から説明がありましたけれども、新年度に議会改革の内容を実施する計画を立案していくということでございます。市議会モニター制度を4月から、導入していく。それから、市民との意見交換会。これは、条例素案に掲げてありますが、これも、具体的に定めていきたい。そうしないと、ここで、方向性を決めておかないと、来年の4月から、スムーズに入っていけないです。4月に入ってから、このことの協議をしていくということでありまして、どうしても実施は、来年の後半以降ということになってしまいます。ですから、今年中に一応、方向性だけは議会として、皆さんの意見を出していただいて、方向性は決めておきたいということで開催したいということです。早目に、皆さん方に日程をお示ししておいたほうが、皆さんのスケジュールも立てやすいと思ひまして、具体的に委員会の開催を示させていただきました。これでよろしいですか。

(「いいです」と言う人あり)

○委員長(小坂徳蔵君) はい、ありがとうございます。じゃあ、この日程で、進めることといたします。それでは、今日の、最後の案件になりますけれども、個別協議案件事項についてを議題といたします。この件に関しましては、戸田議事課長から、説明いたさせます。

○議事課長(戸田 実君) はい、委員長。

○委員長(小坂徳蔵君) はい、戸田議事課長。お願いします。

○議事課長(戸田 実君) それでは、5番の個別案件事項の(1)議場音響・映像設備更新の平成30年度当初予算要求について、口頭にて、私のほうから説明をさせていただきます。

○委員長(小坂徳蔵君) 戸田課長、着座にて、お願いします。

**○議事課長（戸田 実君）** はい、失礼いたします。すみません。現在、各課におきまして、来年度、平成30年度の当初予算の作成に着手しておるところでございますけれども、議会費におきましては、以前お話いたしましたように喫緊の課題であります、議場用放送設備、これの老朽化に伴う設備の更新にかかわる経費の計上をいたすべく予算査定に向けての準備を進めておるところでございます。設備の詳細等につきましては、また後日改めてご説明させていただきたいと思っておりますが、予算見積金額で、税込みで約2,000万円強。具体で言いますと、2,042万532円という金額が議場用放送設備の老朽化に伴う設備更新に係る経費としてあがっておるところであります。なお、この設備が、デジタル方式に移行することに伴いまして、あわせまして議会のインターネット中継を導入することで計画しておりましたけれども、ネット中継を導入するにあたりましては、市の情報システムの評価制度、いわゆるシステムアセスメントの実施要領に基づきます審査委員会にかける必要が伴うところでございます。この委員会につきましては、年度初めに審査案件の照会があり6月から7月ごろに審査委員会が開催されまして、情報化、こちらでいうとインターネット中継を実施することに伴うメリットや費用対効果等を審査いただくものでございまして、この審査会において適切と評価されて初めて次年度の当初予算に反映できるものでございます。したがって、議会インターネット中継につきましては、来年度の審査委員会にかける必要が伴いますことから、大変申し訳ございませんが、再来年度、平成31年度からの導入に向けての方向とさせていただきたいと存じます。また大内委員から以前ご提案をいただいております市議会フェイスブックの導入につきましては、議会事務局において、運用指針案を作成したところでございます。来年度におきましては、市議会フェイスブックの導入に向けての検討を行いまして、再来年度に市議会からの新たな情報発信として、先ほどの議会インターネット中継の実施と併せて、市議会フェイスブックを実施する方向とさせていただきたいと思っております。以上、ご協議のほどをよろしくお願ひしたいと存じます。

**○委員長（小坂徳蔵君）** はい、ありがとうございました。今、情報セキュリティが非常に厳しくなっておりまして、先日の決算審査で、これに、確か5億6千万円かかったと、システムをすべて変更するのに、情報セキュリティを。本当に大変な額を市として投じました。それで、静脈認証であるとかいろいろ、市も、セキュリティ対策が切り替わっております。システムの変更ですので、当然、情報セキュリティポリシーができておりまして、その中で、一体どのような影響を与えるのかと、市の情報セキュリティに。それをシステムアセスメントを行って検討しなければならないとなっておりますので、我々市議会も、行政機関の一機

関でありますので、そこは、やはり尊重しながら進めていかなければならないということ、今、戸田課長が説明した次第であります。まずは、来年度この2,042万円をかけて、議場の音響・映像設備を更新します。来年度システムアセスメントにかけまして、そこから許可をいただいて、それをもって、再来年度の予算編成に臨んでいきたいと、併せてその時に、市議会フェイスブックも一括してやっていきたい。というような、今、事務局から説明がありました。少なくとも、情報システムの関係については、5億6千万円という巨額の税金を導入して、切り替えた。当然、システムの改正については、市として万全を尽くすために一つ一つ個別の審査をしておかねばならない。皆さんいろいろご意見があるかと思いましたが、我々もそこは尊重しなければならない部分もありますので、何分ご了承のほどをよろしくお願いたします。何か意見があればどうぞ。大内委員。

**○8番（大内清心委員）** 今、日程等の説明をいただきまして、システムアセスメントを行うということで審査委員会が来年6月ということなので、31年度からということで、再来年度からということで伺わせていただいたところですが、改選後ということだと思いますので、31年度ということは。改選後の6月議会からスタートできればいいのかなと思っておりますので、ずれ込むことのないように、31年度フェイスブックも含めまして、よろしくお願いたします。

**○委員長（小坂徳蔵君）** 戸田課長。

**○議事課長（戸田 実君）** はい。今、大内委員からご意見いただきました。以前お話ししましたとおり、今、現在の議場用放送設備が、アナログ方式という形となっております。今度、新調される設備が、デジタル方式に移行されますので、ネット中継をするがための備品を購入して接続すれば、もう環境は整っておりますので、極端なことを言えば、設備さえ整えば、いつなんどきでも情報が流れる体制となっておりますので、その辺は、円滑にいくのかなと考えているところです。極力、そのような意向を踏まえて、できましたら、直近の議会から進められていければいいかなと思っております。よろしくお願いたします。

**○委員長（小坂徳蔵君）** よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。それでは、この議場の音響・映像設備の更新並びにネット中継を含めた発信については、先ほど戸田課長が説明した方向で進めていきますので、ご了承ください。今日は、何かと時節柄、多忙な時ですので、合理的に進めてまいりました。したがいまして、その他もございませません。これで本日の協議事項はすべて終了いたしました。本日の協議内容につきましては、特別委員会通信第15号を発行し、市議会ホームページに掲載し、委員各位に配布をいたします。これ

で、本日の議事はすべて終了しました。それでは散会にあたり、小勝副委員長からあいさつをお願いいたします。



### ◎副委員長のあいさつ

○副委員長（小勝裕真君） 本日は大変忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。今、今後の協議の方向ということで、11月17日公聴会につきましては、まずよろしくお願ひしたいと思います。さらに、第17回、第18回と委員会がありますけれども、第17回は、第4回定例会の会期中ということでございますので、その点もご配慮いただきながら、今後ともぜひご協力をお願いいたします。以上です。



### ◎散会の宣言

○委員長（小坂徳蔵君） どうも大変ありがとうございました。それでは散会といたします。大変ご苦労様でした。ありがとうございました。

散会 午前 10時34分